

ホームが出来た経緯と現状等 平成30年(2018年)7月1日時点 予定

	開設年度	利用者の状況(現在)	利用定員(人)	短期入所(人)	行政との関係、支援等	物件の特徴(所有権等)	入退去の状況	他
	平成9	※ケアホームきそがわ開設と共に事業終了			当時の県要綱の事業、手を挙げる団体が未だ少なく、積極的にエントリーしました	マンションの中の借家	当時の状況で、入居者の入れ替わりが比較的多かった	当時の状況で、入居者の入れ替わりが比較的多かった。当時、不動産業者を通して物件探しをしたが、大家さんの理解を得るのに時間がかかった
玉の井ホーム	平成14	身体、知的、重症心身障害の方が入居	8		旧木曾川町事時代の取組、障害福祉計画に明記、議会請願署名8000名以上、土地無償貸与、建設費、初度設備補助(国、県、木曾川町)	法人所有		当初、福祉ホームとしてスタートしたが、24年4月からケアホームへ移行、さらに制度改正で26年4月からグループホームになる
	平成14	身体、知的、重症心身障害の方が入居	5	1	旧木曾川町事時代の取組、障害福祉計画に明記、議会請願署名8000名以上、土地無償貸与、建設費補助(日本自転車振興会)、初度備品補助(県)	法人所有		
	平成25 平成27	身体、知的、重症心身障害の方が入居	5	2	一宮市の単独補助金を受けて建築(補助金は上限1500万円)	法人所有		
ぬくもりホーム	平成16	知的障害の方、比較的自立度が高い、自ら玄関の鍵を保持、休日もホームで暮らされている、一般就労者も入居(定員4)平成29.11.30に終了、2名は法人内の他のブルーホームへ、2名は地域生活に移行			敷金礼金補助(県)、誘導灯設置補助(県)	一軒家の借家		賃貸物件情報で不動産業者を通して契約
	平成28	(7/1~)3年間に自立生活をめざすタイプの人	1			マンションの中の借家		サテライト型住居
	平成19	知的障害の方、休日は比較的自宅に帰れる方(4名)消防法の関係で平成30年6月に終了し移転。			開所前に改修補助金、誘導灯設置地補助(県)	一軒家の借家		法人関係者の繋がりで物件紹介を受ける
	平成20	知的障害の方、休日もホームで暮らす方が多い、一般就労者も入居(4名)消防法の関係で平成30年6月に終了し移転。			開所前に改修補助、敷金礼金補助、誘導灯設置補助(県)	一軒家の借家		職員がインターネットで物件調べる。第二北方、第三北方ホーム、第五北方ホームへ徒歩5分の場所
	平成28	(7/1~)主たる障害が知的の方、重度軽度の方 ※短期は10/1~予定	5	1	一宮市の単独補助を受けて建築(1400万円補助)	法人所有		土地は家族の方と賃借契約
	平成30	北宿ホーム、第一北方ホーム利用者が移動	5		消防法の関係で、北宿ホーム及び第一北方ホームが移転新築(法人手持資金で建築)	法人所有		
	平成30		5					
北方ホーム	平成20	※建物解体撤去			開設時にバリアフリー工事補助金、その後解体撤去のため補助金返還	法人所有として購入、調整区域で非合法物件であったので解体撤去 ----- 法人として土地、建物を購入して事業を行った事は初めて	建物を余儀なく解体撤去となったため、法人内の他のホームに転居	左記の件では、民事訴訟後に和解(相手方は、販売不動産業者と仲介不動産業者)
	平成22	知的障害の方、休日もホームで暮らす方が多い	6		土地は法人所有地で、建物建築費補助(国・県・一宮市)、その後火災報知器・自動火災通報装置補助(県)	法人所有		
	平成23	知的障害の方、休日もホームで暮らす方が多い、一般就労者も入居	6	3	土地は法人所有地で、建物建築費補助(国・県・一宮市補助)	法人所有		隣接地にあり、適宜交流しています
	平成26	知的障害の方、今の所休日は家庭帰省されている方が多い	7		土地は法人所有地で、建物建築費補助(国・県・一宮市補助)	法人所有		
なごやかホーム	平成29	重症心身障害の人、知的障害の人が入居、当初は休日は自宅に帰る方が利用	7		・土地は法人所有地で、建物建築費補助(国・県・一宮市補助) ・隣接地に北方あすなろ作業所がある	法人所有		

合計	60	7
	ホーム	短期